

別紙 4

「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（間接国税関係）の取扱いについて」新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>(用語の意義)</p> <p>7-1 法第7条第1項《控除》に規定する用語の意義は、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 「たばこ税、揮発油税、<u>地方揮発油税</u>、石油ガス税若しくは石油石炭税を課せられたもの」とは、たばこ税、たばこ特別税（一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号。以下「たばこ特別税創設法」という。）の第1条《趣旨》のたばこ特別税をいう。以下同じ。）、揮発油税、<u>地方揮発油税</u>、石油ガス税又は石油石炭税（以下「たばこ税等」という。）が既に納付された、又は徴収された製造たばこ等のほか、製造場（たばこ税法（昭和59年法律第72号）に規定する製造たばこの製造場、揮発油税法（昭和32年法律第55号）に規定する揮発油の製造場、石油ガス税法（昭和40年法律第156号）に規定する石油ガスの充てん場又は石油石炭税法（昭和53年法律第25号）に規定する原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取場をいう。以下同じ。）から移出した製造たばこ等で当該製造たばこ等に係るたばこ税等についてまだ納期限が到来していないもの及びたばこ税等が滞納になっている製造たばこ等を含む。</p> <p>(3)～(8) (省略)</p> <p>(「控除すべきものとして計算したその税目の異なるごとの金額が500円未満である場合」の意義)</p> <p>7-2 法第7条第3項に規定する「控除すべきものとして計算したその</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>7-1 法第7条第1項《控除》に規定する用語の意義は、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 「たばこ税、揮発油税、<u>地方道路税</u>、石油ガス税若しくは石油石炭税を課せられたもの」とは、たばこ税、たばこ特別税（一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号。以下「たばこ特別税創設法」という。）の第1条《趣旨》のたばこ特別税をいう。以下同じ。）、揮発油税、<u>地方道路税</u>、石油ガス税又は石油石炭税（以下「たばこ税等」という。）が既に納付された、又は徴収された製造たばこ等のほか、製造場（たばこ税法（昭和59年法律第72号）に規定する製造たばこの製造場、揮発油税法（昭和32年法律第55号）に規定する揮発油の製造場、石油ガス税法（昭和40年法律第156号）に規定する石油ガスの充てん場又は石油石炭税法（昭和53年法律第25号）に規定する原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取場をいう。以下同じ。）から移出した製造たばこ等で当該製造たばこ等に係るたばこ税等についてまだ納期限が到来していないもの及びたばこ税等が滞納になっている製造たばこ等を含む。</p> <p>(3)～(8) (同左)</p> <p>(「控除すべきものとして計算したその税目の異なるごとの金額が500円未満である場合」の意義)</p> <p>7-2 法第7条第3項に規定する「控除すべきものとして計算したそ</p>

改 正 後	改 正 前
<p>税目の異なるごとの金額が500円未満である場合」とは、被災製造たばこ等について納付された税額を当該被災製造たばこ等の製造者の如何を問わず所持者ごと及びたばこ税等の税目の異なるごとに計算し、その各税目別の税額（たばこ税及びたばこ特別税、揮発油税及び<u>地方揮発油税</u>については、これらの税目ごとに計算した金額の合計額）から法第7条第1項の保険金、損害賠償金等により損失を補てんされた金額を控除した後の金額が500円未満である場合のほか、当該被災製造たばこ等の納税義務者が当該被災製造たばこ等の所持者に対して損失の補償をした金額の合計が500円未満の場合をいう。</p>	<p>の税目の異なるごとの金額が500円未満である場合」とは、被災製造たばこ等について納付された税額を当該被災製造たばこ等の製造者の如何を問わず所持者ごと及びたばこ税等の税目の異なるごとに計算し、その各税目別の税額（たばこ税及びたばこ特別税、揮発油税及び<u>地方道路税</u>については、これらの税目ごとに計算した金額の合計額）から法第7条第1項の保険金、損害賠償金等により損失を補てんされた金額を控除した後の金額が500円未満である場合のほか、当該被災製造たばこ等の納税義務者が当該被災製造たばこ等の所持者に対して損失の補償をした金額の合計が500円未満の場合をいう。</p>